

武豊町議会議長 青木 信哉 殿

武豊町議会議員 鳥居 美和

一 般 質 問 の 通 告 に つ い て

令和 7 年第 1 回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質 問 事 項	質問の要旨(具体的にご記入願います)
1. 聴覚に障がいのある方への支援について	【趣旨説明】 本年 11 月、日本で初めてデフリンピックが開催されます。「デフ」という英語は「耳がきこえない」との意味です。デフリンピックは、きこえない・きこえにくい、聴覚に障がいのあるアスリートを対象にした、4 年に一度の国際スポーツ大会です。第 25 回となるデフリンピック東京大会は 70 を超える国と地域から約 6000 人が参加予定です。デフリンピックは 1924 年にフランス・パリで第 1 回大会が開催され 100 年の歴史を持ち、オリンピックやパラリンピックと並ぶ世界的な大会です。デフリンピックでは、選手たちが手話を共通言語として競技を行い、聴覚に頼らずにパフォーマンスを発揮します。この大会をきっかけに、私たちは「きこえない世界」について理解を深め、社会全体で聴覚に障がいのある方の生きやすい環境を整える必要があると考えます。 きこえない方と意思疎通するのには、手話があります。かつては手話が「劣った言語」とされ、口話教育が強制される時代が長く続きました。1880 年のミラノ会議では、教育現場での手話使用が禁止され、世界的に口話中心の教育が推進されました。この影響により、多くの聴覚に障がいのある方が自らの言語を奪われ、十分な教育を受けられず、社会参加の機会が制限されてきました。手話は単なるジェスチャーではなく、一つの「言語」です。2006 年に国連で採択された障害者権利条約でも、手話は言語として正式に認められています。日本でも、2016 年に施行された障害者差別解消法により、障がいを理由とする不当な差別を禁止し、合理的配慮の提供が義務付けられました。しかし、現在も聴覚に障がいのある方への情報保障や手話通訳の不足など、多くの課題が残されています。 こうした背景のもと愛知県では、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、平成 28 年「愛知県手話言語条例」が制定され、手話の普及や使用環境の整備が進められています。近隣市町では常滑市が平成 30 年、大府市では令和 2 年に手話言語条例が制定されています。本町においても、この流れを受け、独自の手話言語条例を制定し、聴覚に障がいのある方がより暮らしやすい地域社会を実現すべきと考えます。また、手話への理解を深めるためには、小中学校の学習に手話を取り入れることが有効と考えます。子どもたちが手話を学ぶことで、多様性を尊重し、誰もが円滑にコミュニケーションをとれる地域社会の実現につながると考えます。 以上を踏まえ、本町の聴覚に障がいのある方への支援について 5 点の質問をさせていただきます。

【質問事項】

- ①聴覚に障がいのある方への窓口対応はどのようなされていますか。
- ②手話について、小中学校ではどのような学習をされていますか。
- ③聴覚に障がいのある方への災害時の対応はどのようなされていますか。
- ④手話についての周知はどのようにされていますか。
- ⑤手話言語条例について、どのようにお考えですか。